

「屋外広告業者に対する行政処分等に係る取扱要綱(案)」に関する意見

令和5年 月 日

千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課景観づくり推進班 宛て

〒260-8667 (住所省略可) 千葉市中央区市場町1-1

FAX: 043-222-6447 メールアドレス: keikan2@mz.pref.chiba.lg.jp

※郵便、FAX、電子メールのいずれかで送付してください。

提出者	住所	〒		
	氏名※		電話番号	
	電子メールアドレス			

※法人にあつては、名称及び代表者氏名

屋外広告業者に対する行政処分等に係る取扱要綱(案)に関し、以下のとおり意見を提出します。(別紙に記載する場合は「別紙に記載」としてください。)

意見の内容